

告示

埼玉県告示第二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七百七十一番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・ 貴店の出店に際し、これから共に新座市の商業を盛り上げるパートナーとしての活動に期待します。ついては、地域商業活性化の中心的担い手である新座市商工会にご加入いただき、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたいと存じます。

なお、このことについては新座市が平成十九年九月に策定した「新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店・チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」でもお願いしているところです。

・ 万一、貴店のご都合で当該地域からの退店や撤退が決まった場合には、地域住民の利便性悪化を最小限にとどめる為、早期に情報提供をお願いします。

・ 魅力ある店舗づくりを進めている貴店に対しては、周辺の学校等から多数の児童生徒等の来店も予想されます。

ついては、万引きその他の非行防止活動を推進している埼玉県販売防犯連絡協議会（事務局・埼玉県警察本部少年課）傘下の新座市販売防犯連絡協議会にもご加入いただき、新座市内の販売店における青少年の健全育成の一翼を担っていただきたく存じます。

二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター